

運用細則

平成27年（2015WEM大会）

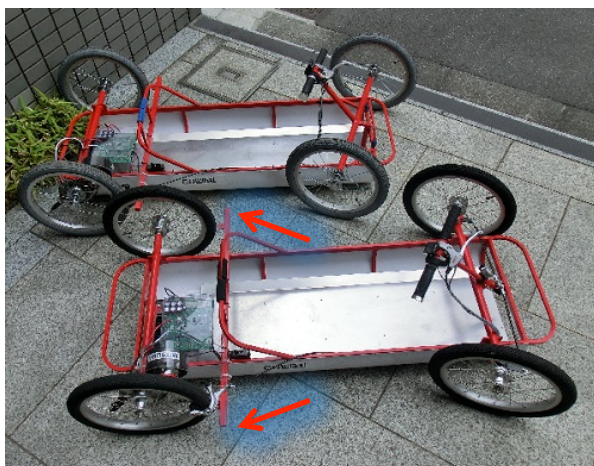
平成27年5月1日
ワールド・エコノ・ムーブ競技委員会

『エコノ・ムーブ・ライト』実施規定の運用細則

この細則はエコノ・ムーブ・ライト実施規定に基づき運営するにあたり、競技委員会に於いて細則が必要であると認め定めたものであり、実施規定第43条 補則の「あらゆる規定」に該当するものである。

1. 第34条 安全性の運用細則

「競技車両の外側の危険につながると思われる突起物」として、後輪前方部分のパーツ先端を保護材等で覆うこと。



2. 第34条 安全性 2項の運用細則

JIS マークまたは同等以上のマークのついた乗車用のフルフェイス型またはオープンフェイス（ジェット）型ヘルメットに限る。

3. 第 37 条 ドライバーの体重 2 項の運用細則

ウェイトの個数は 2 個までとする。1 個が 10 kg を超える場合は 2 分割できるものとする。ウェイトは車両に固定できるようにすること。ただし、構造体として使用してはならない。

付記

平成 27 年 5 月 1 日 WEM2015 ワールド・エコノ・ムーブ競技委員会

実施規定の運用細則として通知

以上